

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 はびねす福社会

目 次

令和6年度 事業計画書（案）

法人本部事業	1～2
多機能事業（生活介護・就労継続B型）	3～8
手話通訳事業	9～14
1. 手話通訳設置事業	
2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	
3. 手話奉仕員養成研修事業	
4. 要約筆記奉仕員養成研修事業	
5. 島根県要約筆記者養成講習会事業	
6. あゆみの里手話通訳者等派遣事業	
地域活動支援センター事業	15～16
障害児通所支援事業	17～18
日中一時支援事業	19
島根県立益田養護学校朝の預かり事業	20
相談支援事業	21～26
1. 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務	
2. 委託相談支援事業	
3. 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業	
4. 指定一般相談支援事業	
就労継続支援B型事業	27～30

法人本部事業

1. 目的 障がい者が住み慣れた地域で、安心でき自立した生活が送れることを基本理念とし、地域に信頼される法人となるため、法人運営を適正に行い、法人の組織体制を確立し、事業展開を図る。
当法人の経営理念に基づき、『広い心とさわやかな笑顔』を職員一人一人が意識し、信頼される施設・利用しやすい施設を目指してサービス提供に努め、障がい者福祉の充実を図っていくことを目指す。

2. 役員

(1) 理事 6名（令和7年度6月開催予定の定時評議員会終了時まで）

(2) 監事 2名（令和7年度6月開催予定の定時評議員会終了時まで）

3. 評議員

(1) 評議員 7名（令和7年度6月開催予定の定時評議員会終了時まで）

4. 理事会 [年2回以上開催する]

(1) 定時理事会 6月上旬～中旬に開催する
(令和5年度事業報告及び決算の審議)

3月上旬～中旬に開催する
(令和6年度事業計画及び予算の審議)

(2) 臨時理事会 上記以外に、必要に応じて開催することがある

5. 評議員会 [年2回以上開催する]

(1) 定時評議員会 6月中旬～下旬に開催する
(令和5年度事業報告及び決算の審議)

(2) 臨時評議員会 上記以外に、必要に応じて開催することがある

6. 監事監査会 [年2回（5月・11月）に開催する]

7. 役員研修

○ 社会福祉法人 監事研修

○ 社会福祉法人 役員研修

8. 職員研修

- 障害者福祉事業経営セミナー
- 会計管理実務者研修
- 労務管理研修
- 虐待防止・権利擁護研修
- 人権研修
- 苦情解決研修会

9. 開催委員会

- 苦情解決委員会
- 虐待防止委員会
- 身体拘束適正化委員会
- 防火管理委員会
- 感染症対策委員会

10. 加入団体

- 独立行政法人 福祉医療機構
- 島根県社会福祉法人経営者協会
- 島根県社会福祉協議会
- 益田市社会福祉協議会
- 益田・鹿足成年後見センター
- 石西地域人権を考える企業等連絡会
- 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
- 島根県・益田市安全運転管理者協会
- 島根県社会保険協会
- 島根県精神当事者連絡会
- 島根県精神保健福祉協会

11. 今年度の重点取組み事項

- ・黒字化に向けて、さらなる企業努力を行い、事業運営を適切に行う。

● 生活介護事業

1. 事業目的

通所により入浴、給食、介護サービスや日常生活に必要な援助、生産活動・創作活動を行い、心のリフレッシュを図るとともに生活全般の質の向上を図り、自立した日常生活または地域生活を営むことができるよう支援する。

2. 事業内容

利用者の個々の状態に合わせ必要な支援を提供する。

(1) 日常生活の支援

食事（食事介助、刻み、ペースト食事形態の提供、経管栄養、食事量チェック、水分管理、口腔ケア）

入浴（一般浴、機械浴、着脱介助、見守り、整容、移動、移乗介助）

排泄介助（排泄管理、誘導、介助）

生活能力向上の支援（日常生活訓練・社会適応訓練等）

(2) 医療的支援

健康管理（医療的ケア、バイタルチェック、服薬確認、傷の処置、浣腸、体重測定 血糖値測定）

(3) 日中活動支援

機能訓練（理学療法、言語療法（外部講師）・散歩・視覚パソコン活動
音楽療法）

余暇活動（大正琴・カラオケ・音楽鑑賞・レクリエーション）

創作活動（ステンシル・エコクラフト・習字・壁面飾り・封筒作り
花作り）

生産活動（内職作業、畑作業）

(4) 社会参加の支援

外出行事（買い物・初詣等）

(5) 相談支援

本人及び家族からの相談

(6) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成・アセスメント・モニタリング

ケア会議の出席

(7) その他 送迎

3. 利用対象者

益田市・津和野町・吉賀町の方（その他の地域は要相談とする）で市・町が支給決定をした者（障害支援区分3以上、ただし50歳以上の場合障害支援区分が2以上である者）

4. 一日のスケジュール

8時30分	迎え
9時30分	健康チェック 朝の会（連絡）
10時00分	ラジオ体操・ストレッチ体操・入浴 機能訓練・個別活動・創作、生産活動
12時00分	お口の体操（口腔体操） 昼食・口腔ケア・休憩
13時00分	入浴・機能訓練・個別活動・講座 集団レクリエーション・創作、生産活動
15時15分	終りの会（連絡）
15時45分	送り

5. 利用定員・営業日等

定員 10名

営業日 月曜日から金曜日 9時30分から15時45分

休業日 土曜日、日曜日 年末年始（12月29日から1月3日）

6. 利用料金

- ・原則1割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項に定める）

7. 実施場所

益田市障害者福祉センター あゆみの里（益田市横田町2087番地1）

8. 職員構成

管理者	常勤	1名（兼務）
サービス管理責任者	常勤	1名
看護師	常勤	2名 非常勤1名
生活支援員	常勤換算	1名以上
医師	嘱託	1名

9. 協力医療機関

医療法人 共生会 なかしまクリニック
（益田市横田町2532番地）

10. 重症心身障がい児（者） 在宅サービス提供体制整備事業（島根県事業）

（1）利用対象者

在宅の重症心身障がい者

（2）事業担当職員

看護職員等 常勤 1名（兼務）

その他兼務職員で対応

1 1. 主 な 年 間 行 事 計 画

4月	・お花見
7月	・福祉ゾーン美化活動
10月	・紅葉散策
1月	・初詣
3月	・利用者会議

・避難訓練3回／年、ショッピング、お楽しみ会

1 2. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃については、工賃規程の定めによる。

1 3. その他

- (1) 実習生受け入れ（中学生、高校生、専門学校生、大学生など）
- (2) ボランティアの受け入れ（精神保健ボランティアこもれび、サマーボランティア手芸ボランティア等）
- (3) 職員研修
 - ・福祉職員中堅職員研修
 - ・人権、虐待防止、権利擁護に関する研修
 - ・強度行動障害支援者研修（基礎研修、実践研修）
 - ・職員会議（月1回）
 - ・ケース検討会議（月1回）

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・活動や支援内容を介護中心と作業中心とに分け進めていくことで、利用者の心身の状態に合わせた支援を提供する。
- ・障害に応じ、いつどこで何をどのようにするかを、視覚的にわかりやすいよう環境を整えます。

● 就労継続支援B型事業（たんぽぽ）

1. 事業目的

一般就労を目指す方または福祉的就労を希望する方に対して、当事業所は就労、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために、一人ひとりのニーズにそった計画に基づき必要な訓練等を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。

2. 事業内容

利用者個々の目標（一般就労、福祉的就労、社会参加、生活リズムの維持）に応じた作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、自立に向けての支援を行う。利用開始時に本人のニーズにそった個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の支援を実施、その後必要に応じて計画書の評価・見直しを行う。

以下の表にかかげる生産活動を行う。

(1) 生産活動

作業	作業内容
受託事業	自動車部品のバリ取り、内職
自主製品販売	不織布製品・雑貨等製造販売

(2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。

障がい者就業・生活支援センターエスポアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行う。

(3) 就労に必要な知識と能力の訓練

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣（規則遵守、安全管理）や対人技能（コミュニケーション、感情コントロール）、日常生活管理（あいさつ、身だしなみ）、健康管理を身につける訓練を行う。

3. 利用対象者（市町村の支給決定が必要）

就労移行支援事業等を利用した方であり、一般企業等の雇用契約が難しい方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

4. 利用者への支援内容

(1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

(2) 職業指導

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

(3) 情報提供

利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。

(4) 健康管理

常に利用者の健康状態に留意し、定期健康診断を実施し健康維持に努める。

さらに、関係医療機関等と連携し、健やかな生活がおくれるよう支援する。

(5) 給食の提供

個別支援計画書に基づき、季節ごとに旬の食材を使い、栄養バランスの整った適温給食を提供する。さらに四季に応じた行事食の提供も行う。

5. 勤務時間・休日等

1日実働5時間の勤務時間とする。(9時30分～15時45分)

ただし土曜日・日曜日、盆(8月13日から15日)、年末年始(12月29日から1月3日)は休みとする。イベント等の出店がある場合は、状況に応じて対応する。

6. 利用定員

1日 10名

7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。ただし、個別支援計画書により送迎の必要がある利用者については、送迎を行う。

8. 利用料金

- ・原則1割負担(所得の状況により軽減措置あり)
- ・食材料費 実費(重要事項説明書に定める)

9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃評価表については、工賃支給規程の定めによる。

10. 実施場所

益田市障害者福祉センターあゆみの里内 たんぼぼ作業所
(益田市横田町2087番地1)

11. 職員構成

管理者	常勤	1名(兼務)
サービス管理責任者	常勤	1名(兼務)
職業指導員	常勤	1名
生活支援員	常勤	1名、非常勤 1名
目標工賃達成指導員	常勤	1名

12. 年間行事計画

4月	お花見	10月	散策
5月	健康診断	11月	避難訓練
6月	障害者スポーツ大会	12月	クリスマス会
7月	福祉ゾーン美化活動・学習会（防災）	1月	初詣・七草がゆ・新年会
8月	茶話会	2月	利用者会議
9月	スポーツ大会（グランドゴルフ）	3月	利用者説明会

(1) 実習生の受入

中学生、高校生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。

(2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを積極的に行う。

(3) 体験実習生の受入

益田養護学校中学部・高校部生徒、益田圏域の特別支援学級の生徒の体験実習の場として対応する。

(4) 職員研修

《施設外》

- ・人権・権利擁護研修
- ・虐待防止、権利擁護研修
- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員研修）
- ・中堅職員スキルアップ研修
- ・強度行動障がい支援者研修（基礎研修・実践研修）
- ・その他就労振興センターの主催する就労関係の研修

《施設内》

- ・高次脳機能障がい支援研修

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・工賃向上に向けて、仕事の幅を広げる。
- ・「作業」から「仕事」へと利用者の意識と能力を高める支援と環境を整備する。

手話通訳事業

〈目的〉

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者に手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う。また意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者福祉のさらなる向上と誰もが共生できる地域社会の実現を目的とする。

〈当該事業〉

1. 手話通訳設置事業（益田市・津和野町・吉賀町）

(1) 事業内容

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化と社会参加を促進するため、手話通訳を行う者（手話通訳者）を設置する事業

(2) 業務内容

- ・ 庁舎内外における手話通訳、相談(益田市役所を除く)
- ・ 益田広域消防本部からの依頼による緊急時の手話通訳
- ・ 聴覚障がい者への理解啓発に関すること
- ・ 手話言語への理解・普及に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 手話通訳者派遣事業の運営（調整・庶務）に関すること
- ・ 要約筆記者派遣事業の運営（調整・庶務）に関すること
- ・ 手話及び要約筆記奉仕員の研修会の企画運営に関すること
- ・ 手話奉仕員養成講習会の企画運営に関すること

(3) 研修・会議（施設内外）

《研修》

- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯 中堅職員スキルアップ研修
- ・ 手話通訳に関わる専門的研修
- ・ 要約筆記に関わる専門的研修
- ・ 虐待防止、身体拘束に関する研修
- ・ 感染症予防研修
- ・ メンタルヘルス研修
- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 人権、権利擁護研修
- ・ 不審者対応・心肺蘇生法研修

《会議》

- ・ 設置通訳者会議
- ・ 職員会議

(5) 頸肩腕障害予防検診

- ・手話通訳者は、1年に2回専門医を受診する。

(6) その他 ・避難訓練

2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（益田市・津和野・吉賀）

(1) 事業内容

手話または筆記を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援する。また、聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手話通訳及び要約筆記者を派遣する事業

(2) 派遣対象者

行政が必要と認めた聴覚障がい者等

(3) 派遣の対象となる事項等

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、聴覚障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、行政と協議しながら実施する。

(4) 派遣通訳者

手話通訳士 手話通訳者 手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員の資格をもつ者で行政に登録している者。

3. 手話奉仕員養成研修事業（益田市・津和野町・吉賀町）

【養成講習会(入門課程)】

(1) 事業内容

聴覚障がい者との交流活動の促進、手話で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 対象者：ろう者の言語である「手話」を学びたい意欲のある人。

(3) 実施期間：令和6年4月～令和7年3月

(4) 実施内容及び方法

厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに基づき実施し、必要に応じて補講を行う。

(5) 実施場所（参加人数により、変更有）

益田市：益田市総合福祉センター

津和野町：津和野町コミュニティセンター

吉賀町：吉賀高等学校

(6) 担当者

聴覚障がい者主講師	1名
手話通訳者	1名
聴覚障がい者補助講師	若干名

※事業を円滑かつ効果的に実施するため、講師団を結成する。

(7) 指導者の研修・会議

《研修》

手話奉仕員養成指導講師に関する研修

《会議》

講師団会議（年4回程度）

【研修会】

(1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、手話の技術と知識の向上及び対人援助技術の習得を図る。

(2) 対象者：登録手話奉仕員

(3) 実施期間：令和6年4月～令和7年3月

(4) 実施場所（参加人数により、変更有）

益田市：あゆみの里・益田市総合福祉センター・市民学習センター
津和野町：滝元枕瀬公民館・津和野町コミュニティセンター
吉賀町：柿木ふれあい会館・吉賀町福祉センター・林業センター

(5) 講師団会議：年2回

4. 要約筆記奉仕員養成研修事業（益田市・津和野町・吉賀町）

【養成講習会】

県の事業である要約筆記者養成講習会に一本化され実施なし。

【研修会】

(1) 事業内容

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、要約筆記技術、知識の向上、援助技術の改善や研鑽を通して専門性の向上を図るとともに、対人援助技術の習得を図る。

(2) 対象者：登録要約筆記奉仕員

(3) 実施期間：令和6年4月～令和7年3月

(4) 実施場所（参加人数により、変更有）

益田市：あゆみの里・益田市総合福祉センター・市民学習センター
津和野町：滝元枕瀬公民館・津和野町コミュニティセンター
吉賀町：柿木ふれあい会館・吉賀町福祉センター・林業センター

(5) 指導者の研修

要約筆記に関わる専門的研修

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 益田市では手話言語条例を制定後の4年間、コロナ禍でもあり普及活動ができていない状況があった。津和野町・吉賀町では令和6年度手話言語条例の制定が予定され、新たにスタートする手話奉仕員養成講習会に職員の参加呼びかけをする。行政や益田市聴覚者障害者協会と連携し、企業や学校、各地域などへの啓発活動を積極的に行う。言語としての手話の普及や聴覚障がい者等の理解を深めていく。
- ・ 専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）不足が長年続いている。令和7年度は県の手話通訳者養成講習会が新たに開始される。その通訳者養成講習会を通う人を育成する研修会を行う。
- ・ 2030年国民体育大会と全国障害者スポーツ大会が島根県で開催される。各市町村で手話通訳や要約筆記が必要になるので、通訳者としての技術・知識向上の研修会を行う。

島根県要約筆記者養成講習会事業 【島根県より事業委託】

- (1) 事業内容
聴覚障がい者の福祉と社会参加を促進し、要約筆記に必要な知識、技術及び対人援助技術をもった要約筆記者の育成を目的とする。
- (2) 対象者
聴覚障がい者に理解があり、要約筆記者認定試験を受験される方。
- (3) 実施期間等
令和6年9月1日～令和7年3月31日
- (4) 実施場所
あゆみの里 地域交流室
- (5) 実施内容及び方法等
厚生労働省要約筆記者養成カリキュラムに基づき実施する。
- (6) 職員等の研修、会議
 <<研修>>
 - ・要約筆記に関わる専門的研修
 - ・要約筆記者養成指導講師に関する研修
 <<会議>>
 - ・講師団会議

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・要約筆記は手話に比べると認識度が低いので、しっかりと理解啓発活動を行う。
- ・2030年国民体育大会と全国障害者スポーツ大会が島根県で開催される。各市町村で要約筆記が必要になるが、要約筆記者は少ない。要約筆記者全国統一試験合格を目指した学習会を行う。

あゆみの里手話通訳者等派遣事業

〈目 的〉

地域の様々な機関や団体が手話通訳や要約筆記を活用することによって、聴覚障がい者の社会参加を促進し、また手話通訳や要約筆記の社会的な認識を高めることを目的とする。

〈事業内容〉

I. 委託事業以外に主催者が費用負担する手話通訳者や要約筆記者（以下、手話通訳者等）を派遣調整する事業

(1) 派遣対象者

手話通訳や要約筆記を必要とする主催者で、費用負担できるもの

(2) 派遣手話通訳者等

法人に登録した手話通訳者等

(3) 派遣の決定

聴覚障がい者の社会参加を目的とした事項について派遣するものとする。

法人が可否の決定を行い、法人に登録した通訳者から適任者を調整し、派遣する。但し、以下のいずれかに該当する場合は、派遣しない。

①人権の侵害や反社会的な目的に利用される懸念がある場合

②理事長が不適切と判断した場合

(4) その他

事業実施にあたっては、法人と派遣対象者と十分協議し実施する。

II. 学校・企業・行政等への手話指導に関する事業

III. 聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に関する事業

◎ 今年度の重点取り組み事項

- ・ 聴覚障がい者が地域で主体的に社会参加できるように、講演会等に手話通訳等をつけてもらえるように啓発活動に力を入れる。
- ・ 主催者と通訳者の調整をスムーズに行い、適切な対応が出来るよう支援する。
- ・ 各職種の倫理綱領に基づき、専門職としての資質向上、及び活動ができるように研修会を開催する。

地域活動支援センター事業

目的 障がい者の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供をするとともに、社会との交流の促進を図り、基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行なう。

事業内容

1. 憩いの場の提供

当事者の情報交換、交流、就労・作業の休憩等、憩いの場を提供する。

また、生活のリズムの維持や入浴等、日中の居場所としての機能も併せ持つ。

2. 創作活動、生産活動、仲間づくりの機会の提供

創作活動や生産活動、講座、レクリエーション、行事等を通じて生きがいを見出し、仲間づくりや人間関係を作る機会を提供する。

- ・調理 ・カラオケ ・音楽の会 ・外出行事 ・音楽クラブ ・麻雀
- ・軽スポーツ（卓球、散歩、ゲーゴルゲーム等） ・軽作業

3. コミュニケーションや人間関係づくりの支援

グループワークの手法を活用し、コミュニケーションや人間関係づくりを支援する。

- ・茶話会 （司会・記録等当事者主体で実施）
- ・当事者のつながりミーティング
（あゆみミーティングクラブ、手話で話そう、SST）
- ・手仕事、話し事
（精神保健ボランティアこもれびとの交流）
- ・ミーティンググループ
（臨床心理士によるコミュニケーション訓練）
- ・S S T （生活技能訓練、ロールプレイ等） 他

4. 地域交流活動

①地域住民と一緒に活動する行事

- ・お花見交流会（こもれび） ・絵手紙講座（月1回） ・麻雀交流会
- ・地域イベント ・新年会 ・ファイブハーツクリスマス交流会 他

②他の市町当事者会及び地域活動支援センター利用者との交流会

③地域交流室の貸し出し、福祉等に関する本、ビデオの貸し出し

④地域や公共施設が開催する行事への参加

（こもれびの行事、西益田地区行事、人権センターやグラントワ、島根県石見美術館行事等）

5. 相談

来所や電話での相談に応じ、個別支援をする。必要に応じて相談支援事業所等と連携し、関係機関を紹介する。

6. ボランティアの育成とボランティア・実習生の受け入れ

7. 啓発活動

① 学習会の参加及び開催

- ・ 障がい当事者や家族、地域住民、ボランティア、関係機関等に病気や障がい、人権について正しく理解するための「啓発学習会」への参加や、利用者の社会生活力を高めるような「利用者のための学習会」を開催する。

② 当事者活動の支援

- ・ 当事者グループ「とらい」等、当事者による啓発活動について支援する。

8. 職員研修

- ・ 精神障がい、発達障がい、ひきこもり等に関する専門的な研修
- ・ 対人援助技術に関する研修
- ・ 人権研修
- ・ その他（各種連絡会等）

9. 利用対象者

障がい者等、支援の必要な方及びその家族でセンターに登録されている方

10. 開所日及び時間

月曜日～金曜日	午前8時30分 から 午後5時
土曜日（2回／月）	午前8時30分 から 午後4時
休業日	第2.4.5土曜日・日曜日・祝祭日 12月29日から1月3日

10. 担当職員	管理者 1名	（常勤・兼務）
	精神保健福祉士等	1名（常勤・専従）
	指導員	2名以上（常勤・兼務2名、非常勤・専従1名）

《重点取り組み事項》

- ① こもれび等ボランティア団体や他機関との連携を促進する。

長期休暇（平日）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※休館日 土・日曜日、祝日、盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)

5. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1 益田市障害者福祉センターあゆみの里

6. 利用定員 10 名

7. 利用料

- ・原則 1 割負担（軽減措置あり）
- ・実費（重要事項説明書に定める）

8. 職員体制

管理者	非常勤・専従	1 名
児童発達支援管理責任者	常 勤・専従	1 名
保育士又は児童指導員	常 勤・専従	1 名
児童指導員、指導員	非常勤・専従	1 名以上
看護師	非常勤・専従	1 名以上

※必要に応じ非常勤職員配置

9. その他

保護者交流会

職員研修

- ・担当職員会議 月 1 回実施（個別支援計画評価・月行事計画・ヒヤリハット等）
- ・障がい児（者）虐待防止研修、身体拘束適正化研修、感染対策研修、人権研修
- ・専門研修（発達障害、感覚統合、自閉症スペクトラム、強度行動障がい、医ケア児）
- ・視察研修、職員勉強会
- ・避難訓練（年 2 回）

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・不登校、家庭環境等の理由で希望者が増えている。関係機関と連携し、見学も踏まえ受け入れ体制を整えていく。
- ・「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5 領域を明確化した個別支援計画に基づき支援を行う。
- ・他事業所との交流を行い、集団活動を通して社会性の発達を支援する。
その中でも個別対応が必要な児童が大半であるため、活動と休息のバランスに配慮した支援を行う。

日中一時支援事業

1. 事業目的

障がい者（児）に対して日中における活動の場を提供することにより、障がい者（児）の家族の就労を支援するとともに、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する。

2. 事業内容

見守り、社会に適応するための日常的な訓練または創作的活動等の機会の提供。
児童については、放課後等デイサービス実施時間外の希望に対応する。

3. 利用対象者（児）

日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市・町が認めた障がい者（児）

対象地域は、益田市・津和野町・吉賀町（その他の市町は要相談）

4. 実施時間

月～金曜日 午前8時から午後6時30分

5. 実施場所

益田市横田町2087番地1

益田市障害者福祉センター あゆみの里

島根県立益田養護学校「朝の預かり事業」

1. 事業目的

益田養護学校の始業前に児童生徒を預かることができる環境を整備し、保護者の勤務の制限等の負担軽減を図ることを目的とする。

2. 事業内容

益田養護学校の始業開始までの間、下記6実施場所において、児童生徒を預かり通学支援を行う。

3. 利用対象児

通学手段がなく、保護者が朝の預かりを希望する児童生徒。

ただし以下の場合の対象外とする。

- ・医療的ケアが必要な児童生徒。
- ・自力通学が可能な児童生徒。
- ・寄宿舎生

4. 定員 10名

5. 実施時間

学校開校日の月～金曜日 午前7時30分から8時20分を基本とする。

6. 実施場所

益田市横田町 2087 番地 1

益田市障害者福祉センター あゆみの里 放課後等デイサービス

相談支援事業

○島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務

目的 益田圏域において専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築・高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に適切な支援が提供される体制整備を図ることを目的とする。

事業内容

①各種相談支援

電話・面接等による療養・日常生活・各種サービス・就労などに関する相談・支援及び情報提供を行う。＊必要に応じケース会議を実施

②家族支援の実施

高次脳機能障がい者の家族に対して、障がいや療養生活及びリハビリテーションに関する学習の場を提供する。(当事者・家族の集いを年に2回実施)

③地域支援ネットワーク会議の開催

関係機関や関係団体等が連携を図りながら適切な支援を円滑に提供できるように、地域でのネットワークづくりを推進する。

④その他高次脳機能障がい者支援のための活動

＊普及啓発のため、パンフレットの配布や、勉強会の実施

	拠点業務事業日程 (予定)	研修会等 (予定)
5月	ネットワーク会議 (1回目)	
6月		全国協議会、支援コーディネーター全国会議・シンポジウム第1回(Web会議方式 Zoom) *
7月	家族の集い (1回目)	
9月		県主催研修会 (松江)
10月	益田圏域研修会	
12月	家族の集い (2回目)	
1月		中国ブロック協議会・研修会
2月	ネットワーク会議 (2回目)	全国協議会、支援コーディネーター全国会議・シンポジウム第2回(Web会議方式 Zoom) *

※西部地域連絡会議・ケース検討会議(毎月)

※島根県自立支援協議会高次脳機能障がい部会、コーディネーター連絡会議への出席

＊印については、どちらかに出席

○委託相談支援事業

目的 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族等からの相談に応じ必要な情報提供や支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を行うとともに、地域の関係機関の連携強化を図り、地域で生活する障がい者や家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業内容

1. 福祉サービスの利用援助

- ①サービスの情報の提供、サービス利用の助言、サービス提供事業者等の紹介
- ②その他必要な保健医療サービス、制度の利用援助

2. 社会資源を活用するための支援

- ①福祉機器・情報機器の情報提供、利用助言
- ②外出をするための支援(外出方法、交通機関の利用、移動手段等の助言)
- ③住宅に関する相談(住宅改修の助言、住宅の情報提供)
- ④ボランティア等の紹介
- ⑤生活情報の提供

3. 社会生活力を高めるための支援

- ①障がい受容、病状・医療についての助言
- ②人間関係(介助者・職場・家庭・地域等)に関する支援、助言
- ③就労・教育に関する助言
- ④趣味、余暇活動の支援
- ⑤金銭管理等の助言
- ⑥当事者活動の支援

4. 権利擁護のために必要な支援

- ①利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために必要な関係機関との連携
- ②日常生活自立支援事業や成年後見制度の紹介、利用の援助

5. 専門機関の紹介等

- ①障がい者のニーズに応じた各種専門機関の紹介

6. 自立支援協議会、障がい者団体、地域住民等との連携など

- ①自立支援協議会や相談支援会議への参加

②情報周知のための説明会・相談会の実施

③その他地域啓発と社会資源の開発に寄与すると考えられる活動への参加、実施

7. 益田市から委託の障害支援区分認定調査の実施

利用対象者 益田圏域に在住する障がい児・者及びその家族や介護者等で、相談支援を必要とする者

実施時間 平日 午前8時30分から午後5時30分

休業日 土、日、祝日、12月29日から1月3日

実施場所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと

担当職員 相談支援専門員 4名 (常勤)

<研修・会議参加計画>

相談支援従事者現任者研修【前期】 出雲 2日間×1名

相談支援従事者現任者研修【中期】 出雲 1日間×1名

相談支援従事者現任者研修【後期】 出雲 1日間×1名

相談支援従事者スキルアップ研修 出雲 2日間

相談支援専門員協会研修会 出雲 6日間

自立支援協議会 相談支援会議

精神障がい者地域移行・地域定着支援益田圏域会議

益田・鹿足地区生活支援会議、ウインド益田ブロック連絡会議

益田障がい者就業・生活支援センター連絡会議

○指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

目 的 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

事 業 内 容

（計画相談支援）

ケアマネジメントの手法を用いた個別相談、サービス等利用計画書の作成及びモニタリング

（基本相談支援）

- ①福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ②福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥地域で生活していく上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく上での力をつけるための個別援助・支援
- ⑧成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者

（特定相談支援事業）

益田圏域に在住する障害福祉サービス等を利用する障がい者（児）

（障害児相談支援事業）

益田圏域に在住する障害児通所支援事業を利用する障がい児

実 施 時 間 平日 午前8時30分から午後5時30分

休 業 日 土、日、祝日、12月29日から1月3日

実 施 場 所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと

担 当 職 員 相談支援専門員 4名 （常勤）

○指定一般相談支援事業

目的 障がい者(児)が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意思に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行う。入院、入所から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

事業内容

(地域移行支援)

- ①地域生活の準備のための外出への同行支援
- ②入居に関わる支援
- ③障がい福祉サービスほか社会資源の利用の支援
- ④家族、関係機関等との調整
- ⑤自立支援ボランティアの活用

(地域定着支援)

- ①障がい福祉サービスほか社会資源の継続利用の支援
- ②常時(24時間)の連絡体制の確保
*携帯電話にて休日、夜間対応を行う(相談、緊急対応)

(基本相談)

- ①福祉サービスに関する情報や利用に関する手続きの支援、関係機関との連携
- ②福祉機器や情報機器、生活に必要な用具等の情報提供や選定の援助
- ③生活上のストレス、不安や悩みなどによる気持ちの整理、人との関係や物事の考え方などの助言
- ④心の問題や疾病、食事や栄養面などを医療機関と連携をとりながら支援し、服薬管理などの相談
- ⑤趣味や余暇活動の場の情報提供や参加のための方法についての助言
- ⑥地域で生活して行く上で利用できるサービスやボランティアの紹介
- ⑦障がい当事者としての生活経験を活かし、地域で生活していく為の力をつけるための個別的援助・支援
- ⑧成年後見制度を円滑に利用することができるよう、所轄窓口や関係機関との調整、制度利用のための支援

利用対象者(地域移行支援)

- ①精神科病院等に入院している精神障がい者
- ②障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者(児)

(地域定着支援)

- ①施設、病院、家族との同居から単身生活に移行した障がい者
- ②地域生活が不安な障がい者
- ③家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障がい者

実施時間 平日 午前8時30分から午後5時30分
※地域定着支援のみ24時間
(但し午後5時30分以降、休業日は携帯電話にて対応)

休業日 土、日、祝日、12月29日から1月3日

実施場所 益田市障害者福祉センターあゆみの里内
相談支援事業所ほっと

担当職員 相談支援専門員 3名 (常勤)

<今年度の重点取り組み事項>

- ・高次脳機能障がい者当事者・家族に、つどい・家族会・研修会への参加を促し、生活の悩みや困りごとを打ち明けたり、楽しみを感じていただく場の提供を行う。
- ・介護保険サービスを併用している利用者の計画作成は、特に必要な支援内容を明確にし、サービス等利用計画の作成を行う。
- ・サービス提供事業所以外でも、様々な地域資源や専門的な支援機関などを活用し、当事者や家族に寄り添う支援を行なう。

就労継続支援 B 型事業

1. 事業目的

一般就労を目指す方または福祉的就労を希望する方に対して、就労、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力の向上や維持のために、一人ひとりのニーズにそった計画に基づき必要な訓練等を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。

2. 事業内容

利用者個々の目標（一般就労、福祉的就労、社会参加、生活リズムの維持）に応じた作業遂行能力、健康管理、生活面などを考慮し、自立に向けての支援を行う。利用開始時に本人のニーズに沿った個別支援計画書を作成し、それに基づき利用者の支援を実施、その後必要に応じて計画書の評価・見直しを行う。以下の表にかかげる生産活動を行う。

(1) 生産活動

作業	作業内容
ウエス販売	タオル・シーツウエスの製造販売等
印刷事業	名刺・広報誌等の印刷等
受託事業	農園作業、封入等の内職作業、テープ起こし作業等
農福連携事業	野菜の作付、農園等での施設外就労等
製造事業	お菓子製造販売

(2) 職場実習支援

施設以外の場所での就労体験を通して基本的労働習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就労意欲の向上の為に施設外就労（職員同行）又は施設外支援を行う。障がい者就業・生活支援センターエスポアやハローワーク等と連携を取り「障がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行う。

(3) 就労に必要な知識と能力の訓練

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣（規則遵守、安全管理）や対人技能（コミュニケーション、感情コントロール）、日常生活管理（あいさつ、身だしなみ）、健康管理を身につける訓練を行う。

3. 利用対象者（市町村の支給決定が必要）

就労移行支援事業等を利用した方であり、一般企業等の雇用契約が難しい方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

4. 利用者への支援内容

(1) 生活支援

利用者が地域社会の中で安心して生活が営まれるよう、あらゆる機会を通じて生活支援を行う。

(2) 職業指導

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術の習得と就労意欲の向上を図る。

(3) 情報提供

利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。

(4) 健康管理

常に利用者の健康状態に留意し、定期健康診断を実施し健康維持に努める。
さらに、関係医療機関等と連携し、健やかな生活がおくれるよう支援する。

(5) 給食の提供

個別支援計画書に基づき、季節ごとに旬の食材を使い、栄養バランスの整った適温給食を提供する。さらに四季に応じた行事食の提供も行う。

5. 勤務時間・休日等

1日実働5.5時間の勤務時間とする。(9:00~15:30)

休日は土・日、盆(8月13日から15日)、年末年始(12月29日から1月3日)は休みとする。ただし、イベント等の出店がある場合は、状況に応じて対応する。

6. 利用定員

就労継続支援B型事業 20名

7. 通勤方法

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。ただし、個別支援計画書により送迎の必要がある利用者については、送迎を行う。(益田駅方面、津和野方面、高津方面と施設間の送迎あり)

8. 利用料

- ・原則1割負担(所得の状況により軽減措置あり)
- ・食材料費 実費(重要事項説明書に定める)

9. 工賃の支払

生産活動に従事する利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。工賃評価表については、工賃支給規程の定めによる。

10. 実施場所

レインボーハウス 益田市横田町 2087 番地 1

11. 職員構成

管理者	常勤	1名（兼務）
サービス管理責任者	常勤	1名（専従）
職業指導員	常勤換算	1名以上
生活支援員	常勤換算	1名
目標工賃達成指導員	常勤換算	1名

12. 年間行事計画

4月	お花見	10月	日帰り旅行
5月	健康診断	11月	避難訓練
6月	避難訓練・BBQ・障がい者スポーツ大会	12月	クリスマス会
7月	福祉ゾーン美化活動	1月	初詣・七草がゆ
8月	茶話会	2月	新年会利用者会議
9月	スポーツ大会（グランドゴルフ）	3月	ランチ会

(1) 実習生の受入

中学生、高校生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。

(2) ボランティアの受入

精神保健ボランティア「こもれび」等、ボランティアの受け入れを積極的に行う。

(3) 体験実習生の受入

益田養護学校中学部・高校部生徒、益田圏域の特別支援学級の生徒の体験実習の場として対応する。

(4) 職員研修

《施設外》

- ・ 人権・権利擁護研修
- ・ 虐待防止、権利擁護研修
- ・ 福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅研修）
- ・ 中堅職員スキルアップ研修
- ・ メンタルヘルス研修
- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 工賃向上計画作成セミナー
- ・ サービス管理責任者研修（現任者研修）
- ・ その他就労振興センターの主催する就労関係の研修

《施設内》

- ・ 発達障がい支援研修
- ・ 工賃向上計画作成研修
- ・ 食品衛生に関する研修

〈今年度の重点取り組み事項〉

- ・ 利用者の働きたい気持ちを就労面から支援し、一人ひとりのニーズに沿ったQOL（生活の質）の向上を目指す。
- ・ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）活動を推進し、安全に作業を行えるようにする。